

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内及び市議会における推進体制

① 庁内

(ア) 八戸市中心市街地活性化対策本部

中心市街地活性化に関わる本市の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むため、市長を本部長、副市長を副本部長に、各関係部長等から構成する「中心市街地活性化対策本部」を設置し、必要に応じて開催している。

平成24年度以降開催実績

平成24年 7月 3日（定例庁議）

平成24年 11月 6日

平成25年 2月 5日（定例庁議）

平成25年 3月 29日（定例庁議）

平成26年 8月 5日（定例庁議）

平成27年 8月 12日

(イ) 八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議

基本計画の策定に関わる庁内調整を図るとともに、中心市街地活性化に係る各種事業について検討する庁内関係課による横断的な組織として「八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議」を設置、商工労働まちづくり部まちづくり推進課に事務局を置き、効果的な事業の調整等を行っている。

平成24年度開催実績

平成24年 11月 27日

平成29年度開催実績

平成30年 2月 8日

平成30年度開催実績

平成30年 6月 15日

平成30年 8月 7日

令和4年度開催実績

令和5年 1月 31日

令和5年度開催実績

令和5年 4月 14日

令和5年 8月 29日

(ウ) 商工労働まちづくり部まちづくり推進課

市では、中心市街地活性化基本計画に基づく施策を強力に推進するため、平成20年4月に総合政策部中心市街地活性化推進室を設置し、平成22年4月の機構改革では、新たにまちづくり文化観光部まちづくり文化推進室を、令和5年4月の機構改革では、商業振興と市街地活性化に関する推進体制の一本化を図る観点から、新たに商工労働まちづくり部まちづくり推進課を設置した。

【まちづくり推進課】

役職等	員数	役割
次長兼課長	1名	・ 中心市街地活性化の推進及び進行管理 に關すること
参事（グループリーダー）	1名	
担当	3名	
合計	5名	

②市議会

本市市議会の総務協議会において、中心市街地活性化基本計画の概要等について審議を行った。

総務協議会

平成 24 年 9 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 24 年 10 月 19 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 24 年 11 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の掲載事業（案）について

平成 25 年 2 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画策定の進捗状況について

平成 26 年 8 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更認定について

平成 27 年 5 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年 4 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年 8 月 19 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 30 年 7 月 20 日

- ・ 第 3 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

平成 30 年 10 月 19 日

- ・ 第 3 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

経済協議会

令和 5 年 10 月 20 日

- ・ 第 4 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１） 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

八戸商工会議所と株式会社まちづくり八戸が中心となり、その他、中心商店街関係者や交通事業者、教育機関、市民団体、行政等の多様な主体による八戸市中心市街地活性化協議会が平成 19 年 11 月 7 日に発足し、基本計画の進捗状況の確認やまちなか再生のための意見交換を通して、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいる。

①協議会の主旨

八戸市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

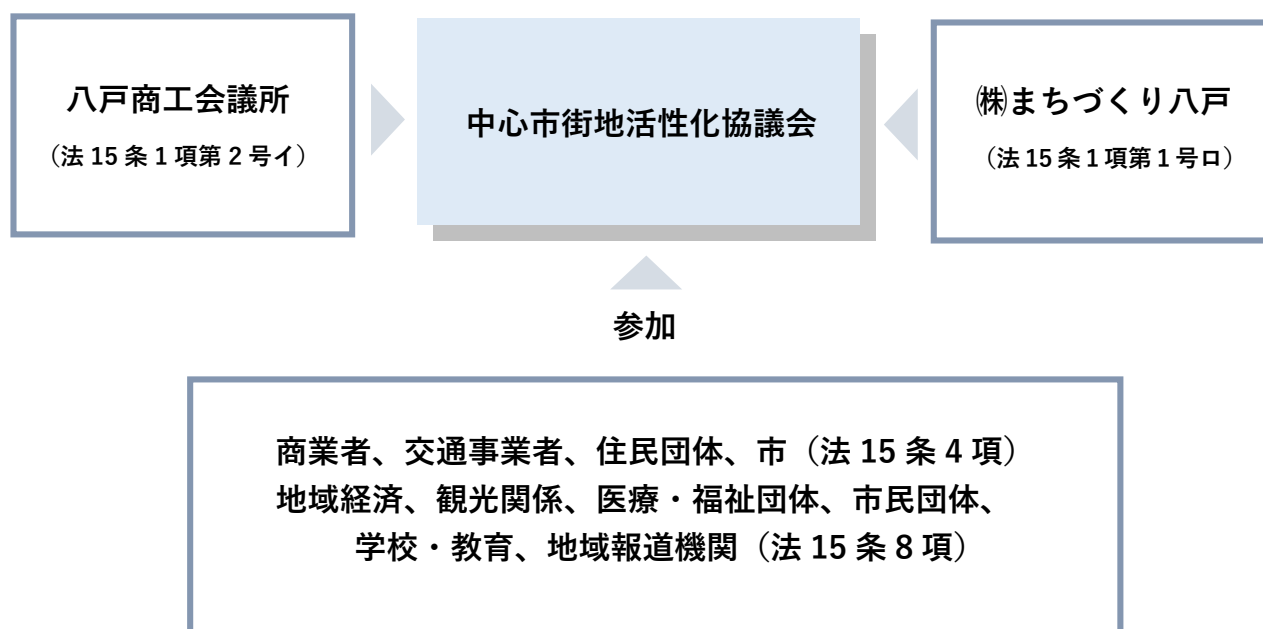
②協議会の役割

中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの中心的調整役として機能する。

八戸市による基本計画の作成・変更・実施について、協議会として意見を提出する。

国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

③組織図



(※) (株) まちづくり八戸

資本金：6,500 万円 市出資金：1,000 万円 出資比率：15.4%

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区 分	構 成 員
法第 15 条 第 1 項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第 15 条 第 4 項関係	市	八戸市
	商業者	八戸商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
		鷹匠小路商業振興会
	交通事業者	八戸市タクシー協会
		東日本旅客鉄道株式会社八戸駅
		岩手県北自動車株式会社南部支社
法第 15 条 第 8 項関係	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸地区営業本部
		株式会社みちのく銀行八戸地区本部
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		一般社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
		八戸商工会議所女性会
	観光関係	一般財団法人V I S I Tはちのへ
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
		八戸さんぽマイスター
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
	地域報道機関	株式会社ビーエフエム
		株式会社八戸テレビ放送
		株式会社デーリー東北新聞社

オブザーバー	団 体 名
法第 15 条 第 7 項関係	東北経済産業局産業部
	東北地方整備局建政部
	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	中小企業基盤整備機構
	八戸警察署

(2) 開催状況（第3期及び第4期計画に関して審議したもの）

① 全体会

第25回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年8月23日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画について

第26回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年2月12日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）

第27回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年4月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第28回八戸市中心市街地活性化協議会（令和2年5月15日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第29回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年2月5日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第30回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年4月27日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第31回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年5月27日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）

第32回八戸市中心市街地活性化協議会（令和4年1月6日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第33回八戸市中心市街地活性化協議会（令和4年4月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び変更について

第34回八戸市中心市街地活性化協議会（令和4年12月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第35回八戸市中心市街地活性化協議会（令和5年4月27日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画について

第36回八戸市中心市街地活性化協議会（令和5年10月4日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第37回八戸市中心市街地活性化協議会（令和6年4月25日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第38回八戸市中心市街地活性化協議会（令和7年5月1日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第39回八戸市中心市街地活性化協議会（令和8年4月28日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

② 幹事会

平成30年度開催状況

第2回（平成30年6月29日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について

第3回（平成30年8月9日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第4回（平成30年9月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について

令和元年度開催状況

第1回（平成31年4月18日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

令和3年度開催状況

第1回（令和3年4月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和3年12月24日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和4年度開催状況

第1回（令和4年4月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和4年12月12日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和5年度開催状況

第1回（令和5年4月20日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和5年9月27日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

令和6年度開催状況

第1回（令和6年4月17日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和7年度開催状況

第1回（令和7年4月21日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和8年度開催状況

第1回（令和8年4月20日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

③ 部会

空き床対策検討部会

平成30年4月から令和8年3月までの開催回数・・・7回

(3) 第4期 八戸市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見

八戸市中心市街地活性化協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

令和5年10月12日

八戸市長 熊谷雄一様

八戸市中心市街地活性化協議会

会長 武輪俊彦



第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年10月3日付け八ま第70号により意見照会のありました標記の件につきまして、
中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出致します。

はじめに

未曾有の人口減少と少子高齢化の急激な進行の只中であって、地方都市の中心市街地は厳しい状況下にあります。中心市街地活性化の意義を改めて問い直し、次世代へとつなぐために、新しい時代に適応したまちなか再生が求められています。

本市では、八戸商工会議所と㈱まちづくり八戸が設置者となって平成19年に当協議会を組織し、平成20年には第1期八戸市中心市街地活性化基本計画が国の認定を受け、平成25年に第2期基本計画、続いて平成30年に第3期基本計画が認定を受けました。

第3期基本計画では、①多様な都市機能が集積した活力があるまちづくり、②地域経済の活力向上、③移動しやすい、暮らしやすいまちづくりの3つの基本方針のもと、78に及ぶ事業が展開され一定の成果を重ねたものの、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費者の行動制限や、イベント・各種施設利用の休止、それらに起因した消費マインドの低下もあり、一部街区では百貨店や小売店の閉店が相次ぎました。その結果、歩行者通行量、公共施設来館者数、空き店舗・空き地率の3つの指標は目標と実績に開きがあり、人口の社会増減数は、マンション建設が進んだことで基準値を上回るものの、計画期間内の目標値達成は厳しい状況となっています。

しかしながら、新型コロナの5類引き下げを経たビヨンドコロナの機運のもと、中心市街地では、八戸七夕まつりや八戸三社大祭山車行列の再開、はちのへホコテンの開催など、産官学民連携して賑わいづくりに取り組んだほか、飲食店の新規創業等も多々見られ、宿泊客数も大きく回復しております。

加えて、厳しい環境下ではありましたが、計画期間内の令和元年に長根屋内スケート場、令和2年に八日町地区複合ビル、令和3年には八戸市美術館が相次いでオープンするなど、官民の施設整備は着実に進んでおります。これまで整備された施設の相互連携や、新たに設置されたA Iカメラによる人流分析結果等の効果的活用も期待されます。

民間事業者による再開発事業も工事が進む案件や、検討中の案件など複数見られることから、これまでの活性化の流れを止めることなく更に推進することが求められております。

つきましては、八戸市が第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）を策定するにあたり、当協議会においても、意見書を取りまとめましたので、充分なるご検討を賜りますようお願い申し上げます。

八戸市中心市街地活性化協議会

会 長 武 輪 俊 彦

協議会の意見

第４期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）は、本年３月に商業者や市民との対話を踏まえて策定された「八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023」や、第３期基本計画の十分な検証結果を踏まえた内容であり、八戸市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものと認めます。

旧柏崎小学校跡地広場整備事業、新体育館整備事業、十三日町・十六日町地区再整備事業といった官民による拠点の再整備と、本八戸駅通り地区街並み環境整備事業、各街区での無電柱化事業、八戸市中心街ストリートデザイン事業などの良好な歩行空間創出を目指す総合的な事業とが相まって、一層の来街機会創出と回遊性の向上が期待されます。

また、ウォーカブルな空間づくりの推進と賑わい創出、魅力ある商店街の再生、暮らしやすさの向上、宿泊滞在の推進などに資する効果的な事業が追加・継続されており、①多様な活動や交流が生まれるウォーカブルなまちづくり、②地域に根ざし街の未来をつくる経済活動が生まれるまちづくり、③暮らすこと滞在することが楽しくなるまちづくりという３つの基本方針のもと、５年間の計画期間における目標指標を設定し、その実現に向けた取組みが官民一体となって講じられることから、その効果は十分に期待されるものであります。

このことから、第４期基本計画が円滑かつ着実に実施されることにより中心市街地の活性化が図られると考えますので、国からの認定を受け、掲載された各事業が早急に着手されるよう望むものです。

なお、計画の熟度等により、第４期基本計画（素案）に掲示できなかった事業や、新たに提起される事業など、今後、事業化に向けて調整がなされた事業については、可及的速やかに基本計画を変更のうえ盛り込むなど柔軟な対応をお願いいたします。

以上を踏まえ、より確実に中心市街地活性化の効果を上げるべく十分配慮すべき事項を次のとおり申し添えます。

（１）空き店舗・空き床解消に関する新たな支援策の検討について

中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助制度による１２件の新規出店者の創出により一定の効果は見られるものの、三春屋閉店の影響は大きく第３期基本計画の目標指標である空き店舗・空き地率は悪化しており、厳しい状況にあります。更に、居抜きに近い形で入れる物件の減少、所有者側の理由により流通しない空き店舗の増加など、特に飲食業において創業希望者との需給のミスマッチが見られます。

一方で、基本計画区域内において、リノベーションによる空き店舗の利活用に取り組む市民グループや、一棟単位での雑居ビルの再生に取り組む事業者など、複数の新しい動きも見られます。今後は、飲食・物販等の商業者のみならず、事務所やゲストハウス等の多様な用途への対応強化やミスマッチの解消を図りながら、物件オーナーや商店街組織・まちづくり団体等が実施する空き店舗対策事業やリノベーションをテーマとした活動への新たな支援策についてご検討いただくようお願いします。

（２）空き家・廃ビルの対策強化と景観維持に関する取り組みの検討について

八戸市景観計画では、中心街地区は景観重点候補地区であり、今後景観重点地区への指定を検討する予定とされ、「多様な都市機能が集積し、便利で快適な生活を支える都市サービスを効率的に提供するとともに、市内外から人々が集まり賑わう当市の中心拠点にふさわしい街並みの形成を目指す」こととなっております。

近年、店舗の取り壊しによる空き地の発生や老朽化した建物の増加、物件を取得しながら放置する事案等により、中心市街地ならではの連続した街並みが損なわれる状況や、歩行者への高い危険性が憂慮される事例が見受けられます。

このため、改正空き家対策特別措置法に基づく管理不全空き家の指定や、八戸版ランドバンクの検討、廃墟となりつつある空きビルへの強い指導が必要と考えます。

特に、営業の見込みが無く放置された、大規模店舗跡の空きビルは歩行者や近隣店舗など周辺への影響も甚大であり、固定資産税の増額措置を含めて、所有者に対し速やかな是正を促す対策をご検討いただくようお願いします。

（３）民間開発事業への支援について

民間開発事業では、十三日町・十六日町地区再整備事業が具現化しているほか、八日町番町地区まちづくり事業の検討や、他にも基本計画区域内における再開発事業など、民間による複数の計画が進行中であり、大いに期待されます。

開発事業によるビル整備では、現在の中心市街地に欠けている機能、市民ニーズの高い業種を補う商業機能の拡充も期待されるとともに、居住人口の増加により、近隣街区において居住者もターゲットとした新たな商活動が生まれることなど様々な波及効果の可能性があります。

つきましては、これらの事業の着実な実行と、計画中の事業への継続した支援、あわせて新たな民間開発事業が具現化された際には積極的な支援をいただくようお願いします。

（４）更なるＤＸの推進とデータ分析による商活動等への活用について

第３期基本計画において整備された三日町・十三日町街区への wi-fi 環境と人流分析可能な AI カメラ網は、公共施設等の来館者数の把握と合わせて、様々なイベントや売り出し企画等の商行為への活用も期待される貴重なインフラです。更なるＤＸの推進とデータ分析、官民で共用しての中心市街地活性化への活用について、専門家の支援を含めて研究を進め、商店街組織への情報提供を含めて効果的に運用していただくことをお願いします。

（５）新体育館整備事業や長根公園再編事業による活性化について

中心市街地に立地する八戸市体育館は、コロナ禍前は、年間約 20 万人が利用していた当市のスポーツ活動の拠点ですが、耐震診断の結果、震度 6 強以上の地震に対して、倒壊または崩壊の危険性があるとされ、早急な建替えが求められています。

また、体育館や長根屋内スケート場が立地する長根公園は、中心市街地に位置する交流・レクリエーション拠点として、中心市街地の居住者、働く人、来街者それぞれの憩いの場・交流の場としての機能の拡充が求められます。

中心市街地が複合的な機能による再生を目指す現在、新体育館整備を伴う長根公園の再編は重要であり、設備の新築・更新の計画策定に当たっては、民間活力の導入など他都市での公民連携のモデルも参考にして検討し、早急な事業着手を期待します。

（６）長根屋内スケート場の利活用による中心市街地の活性化について

長根屋内スケート場はスケートの大会はもとより、各種コンベンション等の開催による交流人口の拡大が見込まれ、特に飲食、宿泊、観光など中心市街地への経済波及効果が大きいことから、この整備効果を最大限に引き出すための取り組みが強く求められますが、オープニングの音楽フェス以来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、大規模コンサート、コンベンション等の開催実績は未だありません。

コンベンション等の積極的な誘致や利用者による中心市街地での消費行動を誘発するための仕掛けづくりや、大規模大会開催時の公共交通機関の利用促進と合わせた、民間駐車場への誘導対策や、歩行者が歩く楽しさを感じられるような工夫を凝らしたＤＸも活用した案内表示の設置などに取り組んでいただくようお願いします。

（７）中心市街地における観光施策の充実並びにコンベンション誘致について

現在、一般社団法人ＶＩＳＩＴはちのへを中心に、八戸圏域８市町村において、新たな観光施策に官民連携して取り組んでおりますが、中心市街地は飲食、宿泊、交通等の面において広域的な拠点として極めて重要です。これらの情報発信の充実やインバウンド受入態勢整備、新幹線駅や最寄り駅からの分かりやすい導線確保等、観光による経済効果が更に創出されるような施策に取り組んでいただくようお願いします。

あわせて、長根屋内スケート場や八戸市公会堂・公民館をはじめ公共施設やホテル等、大型施設の立地する中心市街地はコンベンション開催の余地があり、連携してＭＩＣＥ事業に積極的に取り組むことが期待されます。

（８）横丁整備に関する支援策の検討について

中心市街地には、多くの横丁・小路が存在し、多世代の経営者による飲食店が軒を連ね、当市中心市街地の大きな特徴となっており、かつ魅力的な観光資源としてインバウンドを含めた観光客から根強い人気を博しております。

当市の横丁については、これまでも、飲みだおれラリーや横丁活性化事業による各種イベントの開催により賑わいの創出が図られておりますが、更なる活性化を図るためには、横丁の雰囲気を持しながらも、安心して歩けるような歩道の整備や共同トイレの改修、景観の改善等が必要であり、第４期基本計画の方針の一つであるウォーカブルなまちづくりに不可欠な場所と考えられます。一方で、土地所有者が複数に分割されている事例など、整備にあたっての課題が存在していることも事実です。

つきましては、当市の特徴的な観光資源として更に発展するよう、横丁整備における課題を整理した上で、具体的な支援策について検討していただくようお願いします。

（９）快適な歩行空間の整備について

第４期基本計画の第１の方針に掲げられた「多様な活動や交流が生まれるウォーカブルなまちづくり」は、中心市街地活性化を図るための各種施設が官民で整備された当市にとって、点を線に結び、面的活性化を図る重要不可欠な要素です。

特に、市民アンケート等でも再整備が求められている三日町・十三日町の中心部の歩道や、ＪＲ本八戸駅と屋内スケート場を結ぶ都市計画道路城下中居林線の整備、既存の拠点と今後整備される旧柏崎小学校跡地広場を連結する歩道等については、高齢者や障がい者、子育て世代の方、観光客等にも優しく快適かつ歩いて楽しい空間づくりを意識して進めていただくようお願いします。

一方で、「ウォーカブル」「ストリートデザイン」などの横文字の概念に対し、理解浸透が途上であることも懸念されるため、良質な歩行空間の確保の重要性について、様々な手段を用いて市民への浸透、意識醸成を図っていただくことを期待いたします。

（１０）まちづくりプレイヤーの充実と高等教育機関との更なる連携について

若い世代やまちづくり活動に興味のある人材・団体等の発掘・育成は、これからの中心市街地活性化の原動力になるものと考えております。現在、様々な動きが関係団体で生まれ始めております。

つきましては、こうした人材・団体等の連携・交流が促進されるとともに、新たな発想に基づく取り組み等に対する支援を通じて、次代を担うまちづくりプレイヤーが充実するような取り組み、例えばまちづくり人材に関するプラットフォーム化などについて、ご配慮いただくようお願いいたします。

（１１）中心市街地への誘導施設等の整備促進、積極的支援について

八戸市立地適正化計画では、中心街地区については、「既に行政や金融、商業、オフィス等の様々な都市機能が集積されているほか、公共交通利便性が高い」として、都市機能誘導区域に指定されており、「大規模商業施設」「大規模病院」「その他集客施設」等を誘導することとなっております。

以上を踏まえて、高次の都市機能である高等教育機関など都市機能増進施設（誘導施設）の立地、移転の促進に向けた積極的支援について、ご検討くださいますようお願いいたします。

また、郊外部に位置する行政機関について、公共交通の利便性が高い中心市街地に一部の窓口機能が立地することは、交通弱者支援にも繋がるものと考えますので、関係機関を含めたご検討をお願いします。

おわりに

第４期基本計画の認定後、その推進にあたっては、当協議会が中核的な役割を担い、八戸商工会議所及び八戸まちづくり八戸をはじめ、関係機関と一体となって取り組む所存であります。

八戸市におかれましては、当協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援をお願いしますとともに、基本計画の実施を通じて、中心市街地の活性化に向けて最大限のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 八戸市中心市街地活性化協議会規約

八戸市中心市街地活性化協議会の規約は下記のとおりである。

【八戸市中心市街地活性化協議会規約】

(協議会の設置)

第1条 八戸商工会議所及び株式会社まちづくり八戸は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、八戸市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務所)

第3条 協議会の事務所は、株式会社まちづくり八戸に置く。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により八戸市が作成しようとする基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、八戸中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 八戸市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 八戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 八戸市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 八戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (6) 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 八戸商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり八戸
- (3) 八戸市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(入会)

第7条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議

会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。

2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。

(退会)

第9条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(協議会の組織)

第11条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 八戸商工会議所が指名する者 若干名

(2) 株式会社まちづくり八戸が指名する者 若干名

(3) 八戸市が指名する者 若干名

(4) 第6条第4号の規定による当該構成員が指名する者 1名

(5) 第6条第5号の規定による当該構成員が指名する者 1名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、八戸商工会議所会頭をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集

しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は必要に応じて、会議の関係者等の出席を求めることができる。

- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第16条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員及び会長が必要と認める者の中から会長が指名する者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- 3 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

- 4 前各項に定めるもののほか幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャー等)

第17条 協議会は、協議会における活動を円滑にするため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー等を配置することができる。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社まちづくり八戸が処理する。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第20条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。

(監査)

第21条 協議会の出納を監査するため、会計監事2名を置く。

- 2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

- 3 会計監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。

4 会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解散の場合の措置)

第22条 会議の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、八戸商工会議所がこれを決算する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1. この規約は、平成19年11月7日から施行する。

2. 協議会設立時の会長、副会長及び委員並びに会計監事の任期は、第11条第2項、第12条第6項、第21条第4項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

3. 協議会設立時の幹事の任期は、第16条第3項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

4. 第3条（協議会の事務所）、第18条（事務局）の改正規約は、平成31年4月25日から実施する。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（１）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔２〕中心市街地の現状分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

②地域住民ニーズ等の客観的な把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔３〕市民ニーズ」において、市民アンケート調査等に基づくニーズ等の把握・分析を記載。

③前期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔４〕これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」において、前計画に基づく取組の把握・分析を記載。

（２）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023 の推進体制

中心市街地における概ね 10 年程度先の将来のまちづくりの方向性を定める「八戸市中心市街地まちづくりビジョン 2023」の実現及び、ビジョンのまちづくりの方向性に基づき方針を定め、第 4 期八戸市中心市街地活性化基本計画において官民一体となって事業を推進していくためには、様々な主体による参加、協力、連携が必要であり、さらに、各主体の役割分担と情報共有や連携を図る必要がある。

○八戸市

- ・公共事業や公共的観点の支援事業等の実施主体。また、基本計画の作成主体であり、各主体の事業を取りまとめ、計画の設定や変更等に係る国との連絡調整、協議を実施。
- ・中心市街地活性化対策本部や庁内連絡会議などの場で、庁内各部門の施策及び事業等を協議するとともに、中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の推進及び目標達成に必要な庁内横断的推進体制を構築。

○八戸市中心市街地活性化協議会

- ・中心市街地の活性化に関する法律に基づく法定組織。
- ・八戸商工会議所、まちづくり会社、関係機関で組織。
- ・市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議。
- ・専門部会では個別具体の課題の取組を検討協議。

○八戸商工会議所（中心街委員会）

- ・はちのへ活性化プロジェクトの中の委員会の一つとして、中心街の商店街関係者や企業、教育機関、青年部、青年会議所、行政等で構成し、令和 4 年 12 月に組織。
- ・中心街での賑わい創出イベントの企画・運営を軸に、空き店舗解消、公共施設の連携活用、中心街の魅力・求心力向上等について、関係者による検討と実施を行う。

○株式会社まちづくり八戸（都市再生推進法人）

- ・商工会議所や市などが出資するまちづくりのための法人
- ・良好な市街地を形成するため、中心街全体にかかわる公益的なハード・ソフト事業を展開。
- ・都市再生特別措置法に基づき、まちなかの賑わいや交流創出等のために都市再生推進法人に指定。

○商店街組織

- ・中心街に 12 ある各商店街・町内間の情報共有体制を構築しながら、個店の店づくりや共同して行う販売促進事業、地域のための魅力ある商店街づくりに係る事業を検討・実施。

○八戸商店街連絡協議会

- ・「八戸商店街連盟」と「八戸中心商店街連絡協議会」が統合して、令和 5 年 6 月に発足。一つの組織に人材や財源を集中させ、効率化を図る。
- ・中心街の 12 商店・町内会や湊商店会、八戸駅前商店会、小中野新丁商店会で構成。

②市民等への情報発信及び各種委員会等の意見反映

計画は、掲載事業のほか、民間による投資や様々な主体の活動を誘発するための計画であり、市民をはじめ多様な主体が、計画に掲げる将来都市像や基本方針等を共有することが重要であることから、計画の概要版を作成し、また、広報はちのへに概要を掲載することで、計画の共有と理解醸成を図っていく。

また、「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議」等の各種会議や委員会等による提言等を今後の追加掲載事業の参考としていく。

③内丸地区（本八戸駅通り）のまちづくり

J R 本八戸駅の南側に位置する内丸地区では、平成 24 年 3 月に地域住民から組織された本八戸駅通りまちづくり協議会が発足し、市内初となるまちづくり協定を締結して以降、中心街の玄関口としてふさわしい街なみの形成を主たる目的として、官民協働のまちづくりを進めている。

内丸地区のまちづくりの主な動き

平成 23 年 9 月～12 月	「寄り合い」を計 5 回開催
平成 24 年 3 月 15 日	本八戸駅通り地区まちづくり協議会設立
平成 24 年 3 月 27 日	本八戸駅通り地区まちづくり協議会と八戸市長が 「八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する 条例」に基づくまちづくり協定を締結
平成 25 年～現在	協議会会員によるまちづくり計画に沿った建物の外観 修景（これまでの実績：10 件）
平成 27 年 9 月	本八戸駅通りおもてなしプロジェクトを実施

平成 28 年 2 月

平成 29 年～現在

(本八戸駅通り沿いの店舗等にのれん・ふきだしを設置)
地区内の空き店舗を活用したにぎわいイベントを開催
賑わい創出等を目的とした各種イベントの開催やまちの
美観向上に関する事業を継続して実施

④花小路のまちづくり

平成 28 年 3 月には、三日町街区と六日町街区の境界線上に位置し、大部分が民有地でありながら、昭和 40 年代から公共的通路として提供されてきた花小路を整備するべく、地権者等により花小路周辺地区まちづくり協議会が設立された。

平成 29 年度には八戸工業大学の学生による花小路の基本設計が実施され、令和元年度の整備につながるなど、産学官が連携して事業の実施と充実を図ってきた。

花小路整備の主な動き

平成 28 年 3 月 29 日

平成 28 年 10 月 21 日

平成 29 年 9 月 27 日

平成 30 年 2 月

平成 31 年 3 月

令和 2 年 3 月

令和 3 年 3 月

令和 3 年 5 月

令和 4 年 3 月

地権者等による花小路周辺地区まちづくり協議会設立
株式会社まちづくり八戸、八戸工業大学及び八戸市長が
「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」を締結
花小路周辺地区まちづくり協議会と八戸市長が「まちづ
くり協定」を締結
八戸工業大学が花小路の基本設計を実施
花小路の実施設計を実施
花小路整備完了
花小路周辺地区修景整備事業による建物の外観修景整備
(1 件) を実施
花小路環境美化支援事業により、可動式ベンチやフラワ
ーポット、ライティングフェンス等を設置
花小路周辺地区修景整備事業による建物の外観修景整備
(1 件) を実施

⑤八戸工業大学との連携

八戸工業大学と八戸市、まちづくり八戸の 3 者で「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」を平成 28 年 10 月に締結し、中心市街地のまちづくについて、八戸工業大学（土木建築工学科）の学科カリキュラムにおいて、学生が課題解決策の検討に取り組んでいる。

実践的な教育プログラムの実施により、学生の実践力育成と人材育成を図るとともに、若者の発想を活かした新規事業へと繋げていくものである。

これまでも、花小路の路面整備について、現況測量・基本構想・基本設計

を八戸工業大学の学生が実施し、実施設計へ活用した事例がある。

また、更上閣にぎわい広場の活用に関して、キッチンカー配置や椅子・テーブルの設置による活用の提案がされ、「更上閣ガーデンレストラントライアル事業」へと繋がっている。

さらに、国道 340 号に関して、「歩道の段差解消とインターロッキング舗装化」、「車線の減少とフラット化」の提案がされ、このことが契機の一つとなり、現在実施する「八戸市中心街ストリートデザイン事業」に繋がっている。

⑥第 4 期八戸市中心市街地活性化基本計画に関わるパブリックコメントの実施

中心市街地活性化の方向性や取組について、広く市民の意見を把握するため、令和 5 年 10 月 20 日(金)から 11 月 18 日(土)までパブリックコメントを実施した結果、6 件のご意見をいただき、基本計画の参考とした。

提案内容	件数
中心市街地への各種検定会場の設置について	1 件
八戸市中心街ストリートデザイン事業の積極的推進と対話の促進について	1 件
大型空き店舗・遊休不動産への対策強化について	1 件
中心市街地と市郊外との回遊性向上事業について	1 件
市民向け情報発信・参画事業・プラットフォームの強化について	1 件
空き店舗での実験事業（一棟リノベーション／サブリース／小分け事業など）について	1 件